

川崎市ドメイン管理要綱

平成 10 年 12 月 1 日

10 川総シ企第 217 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、インターネットにおける川崎市ドメインの管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ドメイン名)

第 2 条 インターネットにおける川崎市のドメイン名（インターネット上のコンピュータの場所を示すアドレスの一部）は、株式会社日本レジストリサービスの定める「属性型（組織種別型）・地域型 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」に規定する地方公共団体ドメイン名に基づき、「city.kawasaki.jp」とする。

(取扱対象)

第 3 条 次に掲げる組織が業務上、インターネットのドメインを必要とする場合には、原則として川崎市ドメインのサブドメインを使用することとする。

(1) 川崎市事務分掌条例（昭和 38 年川崎市条例第 32 号）第 1 条に掲げる局及び本部

(2) 市民オンブズマン事務局、会計室、区役所、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、人事委員会事務局、監査事務局、議会局、上下水道局、交通局及び病院局

2 次に掲げる組織がインターネットのドメインを取得するに当たって、川崎市ドメインのサブドメインを使用することができる。

(1) 地方自治法（昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号）第 89 条の規定に基づく本市の議会

(2) 地方自治法第 180 条の 5 の規定に基づく本市の委員会

(3) 学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 1 条の規定に基

づく市立学校

(川崎市ドメインの管理)

第4条 川崎市ドメインの管理は、川崎市総務企画局デジタル化施策推進室が行うこととする。

(利用申請)

第5条 第3条に規定する組織が川崎市ドメインのサブドメインを取得しようとするときは、サブドメイン利用申請書（第1号様式）を総務企画局デジタル化施策推進室担当課長（以下「デジタル化施策推進室担当課長」という。）に提出しなければならない。

2 デジタル化施策推進室担当課長は、前項の申請内容について必要な審査を行い、許可の適否を決定するものとする。

3 デジタル化施策推進室担当課長は、前項の規定によりサブドメインの利用を許可するときは、利用申請者にサブドメイン利用許可書（第2号様式）を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

サブドメイン利用申請書

総務企画局デジタル化施策推進室担当課長 様

課長

川崎市ドメイン管理要綱第5条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

申請部署	電話
責任者氏名	副責任者氏名
本市との関係	
クライアント数	
要求するサブドメイン名	
ドメインネームサーバを設置している場合は、そのサーバ名及びIPアドレス	
機器構成図	
備考	

(注) 責任者は、原則として課長相当の者とすること。

第2号様式

サブドメイン利用許可書	
様	年 月 日
総務企画局デジタル化施策推進室担当課長	
川崎市ドメイン管理要綱第5条第3項の規定に基づき，次のとおり許可します。	
利用部署名	
I P アドレス	
ドメイン名	
利用可能日	
接続可能台数	
本市のDNSサーバ名	I P アドレス
備考	